

平成 30 年度高山村児童クラブ入所受付について

平成 30 年 4 月から高山村児童クラブに入所を希望される児童の入所申込みを次により受け付けます。現在入所されていて、来年度も引き続き利用を希望する場合にも申込みが必要です。

なお、児童クラブに入所できる児童は、保護者の方等が労働等により昼間家庭にいない留守家庭児童が対象ですので、祖父母等が家庭保育できる場合には利用できません。

申請書内容を審査させていただき、条件に満たないと判断した場合は入所が不承認となる場合がありますのでご了承ください。

また、生活保護世帯、母子世帯等及び登録児童が 2 人目以降の場合は減免を受けられます。(裏面参照)

● 受付期間

平成 29 年 11 月 20 日(月)～12 月 15 日(金)

● 提出書類 (記入漏れのないようご確認ください)

- ① 児童クラブ入所申込書
- ② 留守家庭児童事由証明書
- ③ 児童クラブ減免申請書 (対象世帯に該当する場合)

● 提出先

両児童クラブ 又は 高山村教育委員会

○ 登録できる児童の範囲

- ・ 村内に住所を有する児童
- ・ 保護者が労働等で昼間家庭にいない児童
 - 公立 高山村児童クラブ (高山小学校グラウンド 北側)
 - 小学校 1 年生から 3 年生
 - 私立 聖徳児童クラブ (学童保育聖徳園 : 宗教法人 正安寺境内)
 - 小学校 1 年生から 6 年生

※ 学校の長期休業 (夏休み・春休み) のみ入所を希望する場合は、村が業務を委託しています私立 (学童保育聖徳園) での受け入れとなります。

なお、利用料につきましては、1 か月分の 5,000 円となりますので、予めご了承ください。

○ 利用時間

- ・ 平日 小学校下校時から午後 7 時 00 分まで
- ・ 土曜日及び小学校長期休業日 午前 8 時から午後 7 時 00 分まで

○ 休業日

- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 8 月 14 日から 8 月 16 日までの日
- ・ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
- ・ 特別な事由があると認められた時は休業日を変更します

○ 利用料 (現行)

- ・ 利用料 月額 5,000 円 / 1 人 (おやつ代 2,000 円を含む)
- ・ 利用料は毎月、月末に口座より振替させていただきます

◆お問い合わせ先 TEL214-9761 高山村教育委員会 (子育て学校教育係)

平成 30 年度高山村児童クラブ減免申請について

児童クラブは、保護者の方等が労働等により昼間家庭にいない留守家庭の方に利用していただいておりますが、複数児童登録世帯及び低所得世帯の負担軽減を図るため、利用料の減免・免除の取扱いをしています。

審査のうえ該当する場合には、利用料が減額されますので、「児童クラブ減免申請書」を高山村教育委員会（子育て学校教育係）まで、申請してください。

● 受付期間

- ・利用申請時（平成 30 年 4 月入所については、平成 30 年 2 月 28 日まで）
- ・事由の発生した日

● 提出書類（記入漏れのないようご確認ください）

児童クラブ減免申請書（様式第 4 号）

証明する手帳等を申請時に提出してください。

（転入の場合など、村民税非課税世帯である証明書（前住所地の証明書）が必要となる場合があります。）

● 提出先

両児童クラブ 又は 高山村教育委員会

● 減額又は免除の対象世帯

（別表第 1）（第 6 条関係）

区 分	免除（減額）の額
生活保護世帯	5,000円
母子世帯等 ただし村民税非課税世帯に限る（世帯全員）	1,500円
登録児童が同時に複数いる世帯の 2 人目以降 （2 人目とは年齢の若い児童をいう）	1,500円

（備考）

- 1 別表第 1 の区分において複数該当する場合は免除（減額）の額が多い区分を適用するものとする。
- 2 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子世帯、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者が在宅する世帯、療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳の交付を受けた者が在宅する世帯、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に規定する障害者基礎年金等の受給者が在宅する世帯をいう。
- 3 母子世帯等の村民税非課税世帯の減額につきましては、新年度の課税状況が把握できる 6 月以降で再度判定させていただき、4 月に遡及し料金を変更させていただく場合がありますので、予めご了承くださいませようお願いします。